

報告第 35 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 5 年 11 月 2 日
- 2 損害賠償額 5,808 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 5 年 10 月 10 日午後 4 時頃、相手方自転車が市内南鴨宮三丁目 16 番 20 号付近の市道 0053 を走行していたところ、側溝蓋の隙間に前輪が挟まり転倒し、これを破損した。